

新潟市告示第 2 9 4 号

計量器検査手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、計量器定期検査手数料の徴収を令和 5 年 5 月 1 8 日から令和 5 年 1 2 月 2 5 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 7 日

新潟市長 中 原 八 一

1 徴収事務を行う区域

北 区	北出張所管内
東 区	全域
中 央 区	東及び南出張所管内
江 南 区	大江山、両川及び曾野木連絡所管内
南 区	味方及び月潟出張所管内
西 区	黒埼出張所管内及び四ツ郷屋地区
西 蒲 区	全域
大型はかり (ひょう量が 500 kg を 超えるもの)	市内全域

2 徴収委託者

新潟市指定定期検査機関 一般社団法人 新潟県計量協会